

【試験・分析・持込みに関する確認事項】

○運営管理規則第11条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、オープン・ラボの使用はできません。

- (1) 公共の秩序を害し、または風紀をみだすおそれがあるとき。
- (2) 建物もしくは機械設備等を破損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 実験内容が不相当と認められるとき。
- (4) オープン・ラボの管理運営上支障があると認められるとき。

- ・動物を扱う試験・分析等
- ・放射性物質を使用する試験・分析等
- ・多大な振動・騒音・妨害電波等を発生する試験・分析等
- ・煙・悪臭・廃棄困難な化学物質を発生する試験・分析等
- ・多量の危険物を使用し、火災・爆発の恐れがある持込み・試験・分析等
- ・その他、当施設の安全性を確保する上で、危険を伴う試験・分析・持込み

【持込み禁止品】

○毒物・特定毒物

- ・毒物：「毒物および劇物取締法（毒劇法）」別表第一に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの
- ・特定毒物：「毒物および劇物取締法（毒劇法）」別表第三に掲げる物

○放射性物質（放射性同位元素（RI）、核燃料物質、核原料物質）

○有害生物試料

- ・動物
- ・感染性のある、または感染性の疑われる試料
 - ・動物由来原料（安全性が担保されている場合を除く。）
 - ・ヒト由来原料（安全性が担保されている場合を除く。臨床検体（血液、尿、便、組織等）は不可。）
 - ・バイオセーフティレベル2以上の微生物・ウイルス等及びこれらを含む疑いのある試料
（ただし、当社が管理する各施設の入居者に限り、バイオ実験室（バイオインキュベーションセンター）においてバイオセーフティレベル2以下の微生物・ウイルス等を利用可能。）

【そのほか、外部利用者による試験・分析・持込みができないもの】

- ・遺伝子組換え実験
- ・遺伝子組換え生物（ウイルスベクターを使用した動植物培養細胞等を含む。）
- ・遺伝子組換え核酸を含む試料で、遺伝子組換え核酸が複製する恐れがあるもの、不活化されていないもの

※バイオセーフティレベルについて

微生物、ウイルス、培養細胞株等の分譲機関（ATCC、RIKEN BRC、NBRC等）にレベルの表示がありますのでご確認ください。その他、下記等もご参照ください。

【参考】

厚生労働省 病原体等の名称と疾患名称の対照表

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000701377.pdf>

農林水産省 監視伝染病病原体と伝染病の名称の対照表

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/attach/pdf/pathogen-17.pdf

日本細菌学会 バイオセーフティー委員会 「病原細菌のBSL レベル」

https://jsbac.org/infectious_disease/bsl_level.pdf

日本医真菌学会 バイオセーフティー委員会 真菌のバイオセーフティレベル分類

https://www.jstage.jst.go.jp/article/ishinkin/63/4/63_22.012/_pdf/